

はりまや町一宮線（はりまや工区）の整備のあり方と、まちづくり協議会の運営に関するご意見を頂き、ありがとうございます。

これまで貴会からは、新たな道路計画案等に対する公開質問状を昨年12月27日に、「有志の会案」の提案を2月2日に、協議会に関する上申書を2月16日に頂いています。

貴会の皆さまが、地元小学校の卒業生でいらっしゃることから、地元の声を直接聞くために、まちづくり協議会会長の承諾を得て、協議会へ貴会の皆さまをお招きし、「有志の会案」をご説明していただくとともに、議論にも参加していただくなど、県としても誠意ある対応を行ってきたと考えています。

今回の申入書について内容を確認しましたところ、これまでまちづくり協議会で議論してきたことや、2回公募したパブリックコメントの意見、また、貴会からの公開質問状や上申書等とほぼ同様の内容となっております。これらのはりまや工区の整備のあり方については、既にまちづくり協議会や文書で回答のうえ、高知県のホームページで公開していますが、今回懇談の要望がありましたので、改めて県の考えについて、担当課である都市計画課より回答させていただきます。

なお、本件については県民の皆さまの関心が高いことから、今回の回答につきましては、県政記者室へ資料提供するとともに、高知県のホームページにて公開させていただきます。

これからも県政について、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

平成30年4月13日

新堀川を考える新堀小OB・OG有志の会

共同代表 井上淳一、安原泰三 様

高知県副知事 岩城孝章

1 前文

意見 1 ; 協議会及び事務局の対応は、行政手続きの基本である客観性・合理性・公正性のあるものとは言い難く、私たちの要請からはかけ離れています。

回答 1 ; まちづくり協議会は、公開により開催しており、その会議資料や議事録は速やかに高知県のホームページへ掲載しています。また、広く県民の皆さまのご意見を聴くため、段階的に 2 回のパブリックコメントを公募しており、その全文と県の回答については、協議会資料として公開のうえ、委員の皆さまにも議論をしていただいています。

2 第 5 回まちづくり協議会の運営面

意見 2 ; 第 5 回協議会は第 4 回からわずか 13 日後に急遽開催され、事務局から資料がメール送信されたのは前夜の 19 時過ぎであった。また、前日の昼過ぎになっても資料が未配布であったため、開催延期を文書で申し入れたが、前夜 22 時 33 分に予定通り行う旨の回答がなされました。

回答 2 ; 貴会より第 4 回まちづくり協議会の開催 5 日前の 2 月 2 日に、知事及びまちづくり協議会会長あてに「有志の会案」の提案があり、協議会で有志の会の代表が説明のうえ議論すること、それが不可能であれば、最終判断の前に知事と有志の会及び賛同人との懇談会を実施することとの要望がありました。

貴会は地元小学校卒業生の有志であることから、「地元の意見が最も重要」との協議会の方針により、協議会設置要綱の規定に基づき第 1 の要望に応え、有志の会の皆さまを第 4 回協議会へ招き、「有志の会案」について説明をしていただくとともに、議論に参加していただいたところです。

第 5 回協議会を第 4 回の 2 週間後に開催し、再度有志の会の皆さまをお招きしたのは、「有志の会案」に対する県の考えを速やかにお伝えする必要があると考えたからであり、新たな論点を議論するものではありません。

したがって、貴会はこれまでのまちづくり協議会の資料や議事内容を把握されたうえで「有志の会案」を提案されていますので、特段の準備期間は必要ないものと考えました。(それでも第 4 回から第 5 回の間は 2 週間とっております)

意見 3 ; 協議会が開催される場合は、有意義な議論ができるよう、生物や歴史について造詣の深い賛同人の同席を求めたが、賛同人の同席は専門的な議論はしないとのことで認められませんでした。

回答 3 ; 貴会からの要望は、「有志の会案」について有志の会の代表から説明させてほしいというものでした。

貴会は地元小学校卒業生の有志であることから、「地元の意見が最も重要」との協議会の方針に沿ってお招きしたものです。

賛同人の方からも貴重な意見を頂いていますが、他にも 2 回公募したパブリ

ックコメントでも多くの皆さまから意見を頂いており、公平性を確保する必要があること、また、地元の意見を重視する趣旨で、貴会にのみ発言の機会を設けたものであることから、賛同人の発言はお断りしたものです。

意見 4；当日開会してから、有志の会の発言は4分以内におさめるよう求められ、私たちは、発言の機会をいただいたからには丁寧な議論を行おうと考えていましたが、こうした事務局の対応によって、より良いまちづくりに資する機会を奪われたと感じています。

回答 4；協議会における発言時間については、会場借上げ時間に限りがあることや各委員の皆さまに公平な発言機会を与える必要があることから、有志の会の皆さまに限らず、委員の皆さまにも一人あたり2分以内でお願いしたところです。
なお、有志の会の皆さまには、事前に発言時間をお伝えしておりますし、当日は約16分間の発言を頂いております。

意見 5；歴史的遺産の保存とは“現存する石垣は一部たりとも削り蓋をすることなく遺すこと”だと考えており、これは郷土史家や高知の歴史文化に造詣の深い方々との交流や意見交換を通じて至った認識です。

回答 5；新たな道路計画案は、①交通の状況、②希少動植物、③歴史・文化、④まちづくり、の4つのテーマの重要性を最大限に尊重し、全体として調和のとれた望ましい整備のあり方となるよう計画しています。

まちづくり協議会の提言では、「すべてのニーズを100%満たすことはできません。1つのテーマを追求することで、他の3つのテーマに不満を大きく残すことは適切ではありません。」とされており、協議会においては4つのテーマそれぞれが80点以上となるように検討を重ねてきました。

その中の歴史・文化のテーマについて、具体的には、堀の石垣の歴史的遺産の重要性に鑑み、西側は、極力現位置で保存することとし、東側は、駐車場下の既にコンクリート護岸になっている区間は昔ながらの野面積みに復元し、横堀公園前は希少動植物の生息・生育環境の創出のため、一旦は石垣を取り除きますが、ここも昔ながらの野面積みで再生することとしています。なお四国銀行前は現存のまま保存することとしています。

意見 6；新堀川には、高知県希少野生動植物保護条例に基づき指定された種が生息しており、高知県レッドデータブック改訂版の編集委員や高知県希少野生動植物保護専門員を務める方から異論がある事実を踏まえ、提言案によって生息環境が維持、改善されることはないと考えています。

回答 6；現状の4車線が完成した区間では新堀川に蓋をしたような状態になっていますが、その中の限られた狭小な開放部においても、シオマネキやコアマモが生

息・生育しています。新たな道路計画案では、できるだけ暗渠部を少なくし、現状より開放部を拡げることで、生息・生育環境は格段に良くなると考えます。

さらに、小学生や地域住民も参画するモニタリングによって、改善を重ねることで高い確率で定着するとの専門家の意見をいただいています。なお、干潟や水面の創出は、シオマネキやコアマモの主要な生息地や移植が成功した実績も踏まえ計画しています。

意見 7；都市計画道路が、はりまや橋小に隣接しているため、交通面の課題で最優先すべきは歩行者の安全性、児童や高齢者といった交通弱者の安全確保であると考えています。（有志の会案；道路幅は歩道も含め現状のままで、スクールゾーン等として 30km/h の速度規制、安全対策として歩道にポールを設置）

回答 7；交通面の課題については、これまでも協議会等で回答しているとおり、はりまや工区の交通量は、平成 29 年 2 月に実施した交通量調査で 1 日当たり 10,600 台が観測されています。これは道路構造令において、2 車線道路が受け持つとされる 1 日当たりの交通量 9,600 台を超えており、渋滞の発生や周辺的生活道路を抜け道として利用する原因となっています。また、人口減少を考慮した将来の推計交通量においても、平成 42 年で 1 日当たり 10,000 台が予測されており、4 車線が必要となっています。

このため、新たな道路計画案では、車線を 4 車線化することで、渋滞を解消するとともに周辺の抜け道利用も緩和され、生活環境の改善が図られます。また、歩道幅を 3m に拡幅することで、児童や高齢者など全ての人が安全で安心して通行することができる案となっています。

また、国土交通省の研究データでは、3m 幅の広い歩道を整備することによる歩行者の安心感の効果が検証されています。

なお、「有志の会案」の 2 車線のままで 30km/h に速度規制を行うことは、渋滞を更に悪化させ、生活道路の抜け道利用が増加することが懸念され、狭い歩道（1.2m～1.4m）にポールを設置する対策は、更に歩道幅を狭くし、通行しづらくなるものと考えます。

3 まちづくり協議会という組織そのものについて

意見 8；パブリックコメントや協議会の委員から、複数回にわたり歴史文化の専門家を委員としての任命や招致の声が上がっていました。また、高知県希少野生動植物保護条例に基づき知事が任命した専門員を招致することなく、同条例に基づく仕組みを情報提供することはありませんでした。

回答 8；ご指摘の内容は、協議会に歴史や文化の専門家がいなかったこと、知事が委嘱した希少野生動植物保護専門員を協議会へ招致していないこと、希少動植物保護の仕組みを情報提供していないことを指していると思われまます。

歴史文化の専門家については、協議会の開催にあたり、専門家へ事前にヒアリングを行いコメントを頂いたうえで、協議会で報告し委員の皆さまに議論をしていただきました。

希少野生動植物保護専門員に関しましては、まちづくり協議会の十脚甲殻類の専門家として選任した方は、保護専門員制度が始まった平成 21 年当初から平成 27 年まで保護専門員を務めておられた方です。また、現在の保護専門員からもパブリックコメントで意見を頂いており、県の考えを回答のうえホームページで公開しています。

高知県希少野生動植物保護条例の仕組みについては、県等の責務や保護基本方針、捕獲や保持の禁止等が規定されており、公共工事を行う際には、同条例施行規則第 6 条の規定に基づき、事前に届出をすれば、希少動植物を保護するための移動又は移植のための捕獲が認められています。

このため、工事が再開となった場合には、専門家の指導を受け、希少動植物を保護するための移植を行うこととしています。パブリックコメントでも同様の意見があったことから、県の考えを回答のうえホームページで公開し、協議会でもお示ししています。

意見 9 ; まちづくり協議会の学識経験者は、新堀川自然環境観測・検証専門委員会委員の 4 名中 3 名から構成され、原案の作成に寄与した方々が提言案の協議委員を務めることは、客観性・合理性・公正性について甚だ疑問です。

回答 9 ; ご指摘の内容は、平成 20 年に設置した「新堀川自然環境観測・検証専門委員会」からまちづくり協議会の専門委員が選任されており、協議会設置前に新堀川の自然環境を評価した委員と同じ委員がまちづくり協議会の専門委員を務めることに対して客観性・合理性・公正性に疑問があるとのこととされます。

協議会で希少動植物の専門委員になっていただいている方々は、これまで「新堀川自然環境観測・検証専門委員会」の活動を通じて、新堀川の自然環境の変化や希少動植物の生育・生息調査について、約 10 年間にわたり蓄積してきたデータをもとに調査研究を行ってきた実績があり、新堀川の自然環境に最も精通し、専門委員として最もふさわしいと判断しています。

なお、まちづくり協議会専門委員の希少動植物の移植・定着の実績については、シオマネキは過去に浦戸湾周辺の人工干潟において、コアマモは四万十川の河口において実績があり、これらの検証結果を基に協議会で議論を深めていただきました。

意見 10 ; 安全性を高めることを 4 車線化のみで行うことの合理性及び妥当性につい

て検証は皆無であり、まちづくり全体を見据えた具体的な議論もなされませんでした。

回答 10；はりまや工区は、回答 7 のとおり、現状の交通量においても、また人口減少を考慮した将来の推計交通量においても 4 車線が必要となっています。

このため、新たな道路計画案では、4 車線に拡幅することで、渋滞を解消するとともに周辺の抜け道利用が緩和され、生活環境の改善が図られます。また、歩道幅を 3m に拡幅することで、児童や高齢者など全ての人が安全で安心して通行することができる案となっています。

また、新堀川東側の市道を「歴史の道」として整備を行い、新たなまち歩きルートに位置付けることや、干潟創出に伴う公園の再整備を高知市と連携して行うなど、歴史や文化、自然環境を活かしたまちづくりについて協議会で議論を重ねてきており、高知市が進める「歴史と文化を感じさせる風情あるまちづくり」に寄与するものと考えます。

意見 11；情報公開請求により、まちづくり協議会の学識経験者を選定する基準がないことが明らかになり、まちづくり協議会における議論の展開、事務局の姿勢、委員の人選を鑑みると、高知城下町時代を伝える歴史的遺産を抱え、県条例に基づき指定された希少野生動植物が生息する新堀川について、その命運を左右する道路に関する提言を議論する場としてふさわしくなかったと疑問を抱いています。

回答 11；協議会における学識経験を有する委員は、設置要綱第 3 条において、はりまや工区の果たすべき役割や、新堀川の水辺を活かしたまちづくりについて検討を行い、工事を中断している区間の整備のあり方を県へ提言するために必要な学識経験を有する者のうちから選定することと規定しています。

県では、平成 20 年に「新堀川自然環境観測・検証専門委員会」を設置し、試験的に駐車場を撤去した区間において、日当たりを良くしたことによる新堀川の自然環境の変化を約 10 年間にわたり観測し、結果を検証してきました。

このため、協議会の専門委員には、新堀川の自然環境に最も精通している「新堀川自然環境観測・検証専門委員会」の委員を選任しており、当協議会の委員として最もふさわしいと考えています。

また、歴史に関する有識者については、協議会の開催にあたり、事前に事務局案に対するヒアリングを行いコメントをいただいたうえで協議会で報告し、委員の皆さまに議論していただきました。

意見 12；第 2 回パブリックコメントで事務局は、周辺 9 町内に限って、町内会長に依頼してパブコメを集めており、小学校関係者への意見聴取や校区での住民説明会も行っておらず、「地元」の意見を重視しようとしていたのか疑問です。

回答 12 ; 第 2 回パブリックコメントは、周辺 9 町内会に限ったものではなく、第 1 回と同様に高知県のホームページで広く県民の皆さまから意見を公募したものです。9 つの町内会の会長様にパブリックコメントと同様の資料を配付したのは、協議会委員の「周辺に住んでいる方々の意見が一番大事」との意見を尊重し、新堀川に接し、当該道路の影響を最も受ける地域住民の皆さまへ周知をお願いするために行ったものです。

そもそもパブリックコメントは県民の皆さまの意見を広く公募するために行ったもので、賛否の多寡を問うようなものではありません。したがって、9 つの町内会の会長様に資料を配付したことについても、賛成の数を集めるための行為ではございません。

なお、地域住民だけでなく広く県民の皆さまのご意見をお聴きするため、パブリックコメントを段階的に 2 回公募していることから、今後、最終的な判断を行うにあたって、地元説明会を行う予定はありません。

4 知事判断に向けた要望

意見 13 ; 中心市街地に蘇った希少野生動植物の生息域は本当に保全されるのか、かろうじて残された郷土の歴史文化を江戸時代の姿のまま伝える歴史的遺産の保存ができるのか、交通の安全性を車線の拡幅のみで高めることの妥当性及び合理性について、まちづくり協議会の場で誠意ある回答や対応をいただくことはありませんでした。

回答 13 ; 昨年 6 月に立ち上げましたまちづくり協議会では、①交通の状況、②希少動植物、③歴史・文化、④まちづくり、の 4 つのテーマで検討を重ね、議論を深めてまいりました。新たな道路計画案は、この 4 つのテーマに対する協議会委員の意見や 2 回のパブリックコメントを踏まえた案となっており、協議会からの提言では、2 名の附帯意見があったものの、4 つのテーマを最大限実現できる最善の案との評価をいただいたところです。

また、高知市からは、子供達の安全・安心のため、中心市街地東エリアの活性化のためにも、早期に整備を進めていただきたいとの意見をお聴きしました。

今後について、知事は「高知市から前向きな意見を頂いたので、検討会での議論、有志の会や反対の意見を踏まえて判断していきたい」と述べています。

担 当 課 ; 高知県土木部都市計画課 課長 島田雅人

電話番号 ; 0 8 8 - 8 2 3 - 9 8 6 3

メールアドレス ; 171701@ken.pref.kochi.lg.jp